

令和3年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和3年6月21日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 報告第16号 美唄市地域医療体制等
調査特別委員会中間報告
第3 委員長報告
1 議案第25号 美唄市手数料徴収条例
の一部改正の件 [産業・厚生]
2 議案第26号 令和3年度美唄市一般
会計補正予算（第2号）
[予算審査特別]
3 議案第27号 令和3年度美唄市水道
事業会計補正予算（第1号）
[予算審査特別]
4 議案第28号 令和3年度美唄市工業
用水道事業会計補正予算（第1号）
[予算審査特別]
第4 議案第30号 令和3年度美唄市一般
会計補正予算（第3号）
第5 議案第29号 美唄市議会会議規則の
一部改正の件
第6 陳情第1号 はり師・きゅう師・按
摩マッサージ師の新型コロナワクチ
ン接種早期実施に関する陳情
第7 意見書案第3号 地方財政の充実・
強化に関する意見書
第8 意見書案第4号 2021年度北海道最
低賃金改正等に関する意見書
第9 意見書案第5号 「再審法（刑事訴
訟法の再審規定）」の改正を求める意

見書

- 第10 意見書案第6号 林業・木材産業の
成長産業化に向けた施策の充実・強
を求める意見書
第11 意見書案第7号 米の需給・価格安
定対策と米政策の見直しに関する意
見書
第12 議席変更の件
第13 議会運営委員会委員選任の件
第14 常任委員会委員選任の件
第15 石狩川流域下水道組合議会議員選挙
第16 議案第31号 美唄市監査委員選任の
件

◎出席議員（14名）

議長	金子 義彦 君
副議長	桜井 龍雄 君
1番	森 明人 君
2番	伊藤 真久 君
3番	齋藤 久美夫 君
4番	山上 他美夫 君
5番	山崎 一広 君
6番	川上 美樹 君
7番	楠 徹也 君
8番	松山 教宗 君
9番	本郷 幸治 君
10番	紫藤 政則 君
12番	谷村 知重 君
13番	小関 勝教 君

◎出席説明員

市 長	板東 知文 君
副 市 長	市川 厚記 君
総 務 部 長	猪谷 憲恭 君

市 民 部 長	松 田 公 史 君
保 健 福 祉 部 長	高 橋 英 雄 君
経 済 部 長	土 屋 貴 久 君
都 市 整 備 部 長	米 澤 勝 君
市立美唄病院事務局長	今 澤 清 隆 君
消 防 長	相 馬 一 司 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	高 橋 修 也 君

教育委員会教育長	天 野 政 俊 君
教育委員会教育部長	阿 部 良 雄 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 二 君
選挙管理委員会事務局長	日 下 聡 君

農業委員会事務局長	高 田 裕 二 君
-----------	-----------

監 査 委 員	西 尾 正 君
---------	---------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	村 谷 昌 春 君
次 長	門 田 昌 之 君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 楠徹也議員

8番 松山教宗議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、報告第16号美唄市地域医療体制等調査特別委員会中

間報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

川上地域医療体制等調査特別委員長。

●美唄市地域医療体制等調査特別委員会委員長川上美樹君（登壇） ただいま議題となりました報告第16号美唄市地域医療体制等調査特別委員会中間報告について、ご報告申し上げます。美唄市地域医療体制等調査特別委員会中間報告、令和2年第2回定例会において、14人の全議員が委員となる「美唄市地域医療体制等調査特別委員会」が設置され、「本市における地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等に関する調査を行うこと」を目的に、これまで6回にわたり委員会を開催し、調査をしてまいりましたので、これまでの経過について概要をご報告申し上げます。

まず、令和2年6月9日の第1回委員会では、正副委員長の互選を行いました。

次に、令和2年8月7日の第2回委員会では、理事者側から第1回及び第2回の市民委員会資料と、その開催状況及び第1回市民委員会の会議録の資料により説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、先日の新聞報道で市立美唄病院の人事が掲載されていたが、現在の医師の状況と、補充体制についてはどのように考えているのか、また、計画策定スケジュールによると、「国への調書作成」というものと、11月末には道のヒアリングを経由して総務省に提出することとなっているがどのような内容のものなのか、また、総務省に提出した資料についてはどこまで拘束力があるのか、かつ、それらの資料については提出した時点で、委員会に開示されるのかとの質

疑に対し、医師の現状については、昨年度は常勤医が6名であったが、院長を含めた2名が定年退職となり、院長については勤務延長としたが、今年度については常勤医が5名となった。現在は、札幌医大から2名の非常勤医師の協力を得て診療に当たっている。今後の医師確保については、大学医局、医師紹介会社等、道内だけではなく、道外にも手を広げて医師確保について努めている。

道とのヒアリングについては、平成27年に通知のあった「公立病院にかかる財政措置の取り扱い」の中に「公立病院の新設建替え等にかかる手続き等」という項目があり、そこで、平成27年度以降に実施設計に着手する公立病院の新築建替え及び増改築事業並びに、これに伴う実施設計及び医療機関整備を行う地方公共団体は、当該事業の基本設計に着手する段階で、その前年度の11月末までに調書を作成し、総務省に提出することとなっており、その日程が9月ごろから始まる予定となっている。

なお、提出した調書については、今後、事業費等に変更が生じた場合は、その都度変更することができることとなっていることから、11月には概算で算出した事業費により提出することとしている。

なお、それらの調書については、可能な限り議会に提示していくとの答弁がありました。

次に、令和2年10月16日の第3回委員会では、理事者側から市民委員会の開催状況と第4回市民委員会資料の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、市民委員会からの提言が11月末頃にあり、その提言を受けて

から、基本設計を3月末までに策定し、基本設計の予算については、令和3年度予算に組みこむとのことであるが、国との協議についてはいつ行うのか、また、建築費として出されている単価45.7万円については、令和元年の病院建築単価を使ったとのことであるが、本来であれば北海道単価を用いるべきだと考えるが、との質疑に対し、基本設計については補助対象外となっていることから、令和3年度に実施予定の基本設計については補助申請等の必要はない。北海道単価の採用の部分については、通常の補助申請の場合は、北海道単価、適正な単価で補助申請を行うが、今回の基本構想・基本計画では、令和元年度の全国の病院単価調査機関による単価を参考にしたとの答弁がありました。

次に、令和3年2月1日の第4回委員会では、理事者側から基本構想・基本計画（素案）と市民委員会からの提言書、市民委員会資料及び会議録の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、この度提出された、基本構想・基本計画については「素案」ということであるが、計画として確定するのはいつごろになるのか、建設事業費と財源の試算の部分で建築単価を令和元年度の独立行政法人福祉医療機構による建設単価39.2万円を用い、単価上昇分を加味して約17%アップの45.7万円としたとのことだが、どのような考えから17%アップしたのか。また、今後「基本設計」「実施設計」と行い、その後工事着工となると考えるが、それらの実施時期と財源について、との質疑に対し、「基本構想・基本計画」については、2月上旬から1か月間の

パブリックコメントの期間を経た後、3月定例会に間に合うよう成案化に取り組むこととしている。建築単価については、現在のコロナ禍の関係もあることから単価の上下はあると考えるが、現時点では工事期間までの単価アップ率を年4%と見込んだところである。また、基本設計については令和3年度に市単独費で実施し、実施設計については令和4年度に起債により実施、工事着工については、令和5年度より国の補助対象事業として実施することとしているとの答弁がありました。

次に、令和3年3月24日の第5回委員会では、理事者側から基本構想・基本計画（案）とパブリックコメントの結果についての資料の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、今回の基本構想・基本計画では、保健福祉総合施設を併設しないで、病院の中に機能の一部を取り込むとしているが、このような大きな変更は立地適正化計画の軽微な変更にはあたらないと思うが、その結果、立地適正化計画の補助金が見込めなかった場合、財源はどのように考えているのか、さらには、市の負担はどれくらいになるのか。また、立地適正化計画を変更とした場合、公聴会や市民周知をおこなう必要があると思うが、それらを加味した場合の病院建設に向けたスケジュールはどのようになるのか、との質疑に対し、立地適正化の補助金が見込めなかった場合、病院事業債、過疎事業債、基金等に加え、他省庁の補助金等を活用して、財政負担を軽減するよう努めるが、補助金等が見込めなかった場合、総額事業費を33億とした場合、5,900万円、35億円

とした場合、6,400万円が市で負担する1年当たりの負担額となる。スケジュールについては、本年4月以降より道との事前協議を進めていくこととしており、その経過については逐次特別委員会でお知らせするとともに、12月には最終結果として報告できるものと考えているとの答弁がありました。

なお、この委員会において、委員により本委員会の調査終了の時期と、委員会における質疑のあり方等についてご意見がありましたことから、理事会を開催した際に、各委員からの意見等をいただきながら検討していくことといたしました。

また、令和3年第2回定例会において、特別委員会としての中間報告を行うことといたしました。

次に、令和3年6月17日の第6回委員会では、理事者側から4月11日に開催された市民説明会の資料とその議事録、今後のスケジュール等の資料の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、美唄市では「市民と協働のまちづくり」を基本原則にしており、立地適正化計画を策定するにあたって一般公募による市民を含めた「立地適正化計画策定委員会」を設置して計画を策定したことと思うが、この「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画」では、保健福祉総合施設を併設しないで、病院の中に機能の一部を取り込むとしたが、立地適正化計画策定後2年余りでこのような変更をしたことを、立地適正化計画策定委員会の一般公募の委員さんや一般市民の方々に対して周知しているのか、との質疑に対し、立地適正化計画策定委員会に

については平成30年度をもって委員会も設置要綱も廃止となっているが、この度の計画変更について、北海道からは「変更については軽微なものであるものの、公聴会などを開催するなど、市民周知を検討して欲しい」との意見をいただいていることから、今後、市民周知の方法については十分検討して対応していくとの答弁がありました。

以上が本委員会の活動経過であります、今後は本年3月をもって策定された「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画」に基づく市立美唄病院の整備をはじめ、「地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等」について引き続き調査を続けてまいりたいと思います。

以上で、美唄市地域医療体制等調査特別委員会の中間報告といたします。以上で報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第25号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件ないし順序4、議案第28号令和3年度美唄市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の以上4件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第25号について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第25号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに、結果をご報告申し上げます。経過といたしまし

て、6月15日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第25号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。個人番号カードの再交付手数料を不要とする条例改正を行うものの、再交付料については無料となるわけではなく、従来どおり徴収することになるとの事であるが、市民周知についてはどのように行っていくのか、との質疑に対し、今後は美唄市の収入となる手数料にはならないので、手数料条例からは削除することになるが、市民の方が負担することには変わりはないことから、市民への説明については、窓口や広報メロディーを通して周知に努めていく、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第26号ないし議案第28号の以上3件について、楠予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長楠徹也君（登壇）

ただいま議題となりました議案第26号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第2号）、議案第27号令和3年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）、及び、議案第28号令和3年度美唄市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の以上3件について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。経過といたしまして、6月16日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第26号の質疑・答弁のうち、

主なものについて申し上げます。「地域おこし協力隊起業支援事業」について他市では起業のための補助金の交付を受けた方が数年で他市に移住してしまった場合、返還金等を求めることとする要綱を定めているが、美唄市ではどのような取扱いとなるのか、との質疑に対し、美唄市の交付要綱では、移住した場合でも補助金の返還は求めない、との答弁がありました。次に、「がんばろう！びばい応援券発行事業」について、前回は飲食券、共通券、地元券と３種類であったが、今回発行する応援券については、どのような内訳になっているのか、との質疑に対し、今回発行する応援券については、地元券7,000円、共通券6,000円となっている、との答弁がありました。

次に、議案第27号及び議案第28号については、関連がありますことから、一括で質疑・答弁を行い、そのうち主なものについて申し上げます。大規模水道事故による導水管の復旧工事について、その工期と工事の完了予定はどのようにになっているか、との質疑に対し、工期は3月30日から7月30日となっているが、6月15日現在までに管の布設は完了しており、問題なく通水が確認できた場合、6月21日の週には仮設ポンプの撤去ができるものと考えている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第26号ないし議案第28号の以上3件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきましますようお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 これより、議案第25号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第25号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第26号ないし議案第28号の以上3件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第26号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第28号令和3年度美唄市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の以上3件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議案第30号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君　ただいま上程されました、議案第30号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ255万9,000円を増額補正し、補正後の予算総額を164億9,184万6,000円にしようとするものであります。補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活福祉資金による特例貸付けを利用出来ない等の世帯に対しまして、新たな就労や生活保護受給に移行する間の支援金を支給するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を増額補正し、財源対応いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君　これより、議案第30号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第30号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第3号）**は原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君　次に日程の第5、議案第29号美唄市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇）　ただいま議題となりました、議案第29号美唄市議会会議規則の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

美唄市議会においては、女性を初めとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、会議規則において、育児、看護、介護等による議会での欠席に関する規定を明文化し、議員活動と家庭生活との両立を支援することで、市議会への参画を促す環境整備をするものであります。次に、国のデジタル化政策の一環として、これまで行政手続き等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則として廃止を広く推進している国の方針を踏まえ、今まで請願者に対し、提出時に求めていた署名押印を署名または記名押印に改める改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

●議長金子義彦君　これより、議案第29号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第29号美唄市議会会議規則の一部改正の件**は原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、陳情第1号はり師、きゅう師、按摩マッサージ師の新型コロナワクチン接種早期実施に関する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました陳情第1号につきましては、所管の常任委員会に付託の上、閉会中も審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、産業・厚生委員会に付託の上、閉会中も審査することに決定されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書ないし日程の第11、意見書案第7号米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第3号ないし意見書案第5号の以上3件について、2番伊藤真久議員。

●2番伊藤真久議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第3号ないし意見書案第5号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書

令和4年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、地方財政の確立に向け、以下の項目について実現することを強く要望します。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源の確保をはかること。

2. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築など、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化を踏まえた、確実な財源措置をはかること。

3. 子育て地域医療の確保など急増する社会保障ニーズが、一般行政経費を圧迫していることから、十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。

4. デジタル・ガバメント化における、自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえ、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応

すること。また、地域経済を活性化させる方策を講ずること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6. 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むとともに、地方交付税のもつ機能を強化し、段階補正を拡充するなど、小規模自治体に配慮した対策を講じること。

7. 豪雪地域における道路等の除排雪費は、自治体財政を圧迫しています。このため、除排雪費に充当できる国の補助金や特別交付税の交付に当たっては、支出された除排雪費が全てカバーできるように、その算定のしくみを改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月21日

北海道美唄市議会

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも48.9万人と、給与所得者の29.6%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7

万人）の内、23.5万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2020において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持されました。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を7年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和3年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,036円）を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月21日

北海道美唄市議会

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」
の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けるえん罪は、人生を破綻し人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものであり、えん罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

平成22年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、平成28年の東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また、平成26年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による大きな壁がありました。

その一つは、検察が捜査で集めた証拠が全て開示されていないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、「明らかな証拠を新たに発見した時」と新規明白な無罪証拠を提出することが求められています。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪証拠が当初から開示されていたら、えん罪は生まれていないはずです。通常審では、公判前整理手続を通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（93歳）は、検察の即時抗告に続き、特別抗告により、再審がいまだ実現されていません。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、昭和39年一審無罪判決、平成17年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられています。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の

確立、検察官の上訴制限が、無実の人の救済のための焦眉の課題です。

よって、国においては、以下の事項について、「再審法（刑事訴訟法再審規定）」の改正を行うことを強く要請します。

記

1. 再審請求手続きにおける全面的な証拠の開示をすること。

2. 再審開始決定に対する検察官による不服申し立て（上訴）を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に、意見書案第6号及び意見書案第7号の2件について、12番谷村知重議員。

●12番谷村知重議員 ただいま議題となりました、意見書案第6号及び第7号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要であります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月21日

北海道美唄市議会

米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書

米をめぐることは、人口減少による消費減退が避けられない中、コロナ禍で中食・外食需要が減少し、主産地の豊作も相まって滞留在庫が深刻化しています。加えて、国が示す適正生産量の対前年比減産幅約36万トンに対し、各県の農業再生協議会が設定した目安の合計は対前年比約20万トン減にとどまっており、今年産米の作柄次第ではより一層の米価暴落の恐れがあります。

そのようなことから、北海道は主食用米を飼料用米等へ2万トン転換する緊急対策を実施し、本市においては生産の目安を深堀りした中で調整済みではありますが、一方で現状に鑑み需要に応じた生産を行わない県があるなど、不公平感を抱かざるを得ない状況です。

併せて、2018年産からの新たな米政策改革による生産者主体の需給調整手法が開始され3年が経過しましたが、国が毎年示す適正生産量と各県の作付動向との乖離が大きく、需給調整が十分に果たされていません。また、そのことで米価が不安定さを増していることから、食糧法の「主要食糧の需給及び価格の安定」に照らし合わせても、需給調整が機能する制度を国が構築する必要があります。

ついては、本市をはじめ稲作農業者が次年度以降も安心して経営を継続するため、需給改善に向けた対策を緊急に講ずるとともに、米政策の検証及び見直しを図り、国が責任を持って需給調整の役割を果たせるよう下記の通り要望いたします。

記

1. 米の需給・価格安定に向けた対策の実施と米の消費拡大

新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務用米などの消費が大きく減少し、需給が緩和していることから、需要減少分に対しては国が政府備蓄米を追加で買い上げるなど市場隔離等を行うこと。

また、政府備蓄米を学生などの生活困窮者やこども食堂などへの支援の拡充、ODAを活用した援助等に活用するなど、国民の理解

が得られる運用改善を図るとともに、人間のエネルギー源である米の消費拡大対策を早急に講ずること。

2. 食糧法に基づく国の責任ある米政策の推進

2018年以降の新たな米政策では、過剰作付や不公平感が生じており、国の関与無しで全国的な需給環境の改善を図ることは不可能であるため、早急に現状の米政策を検証するとともに、食糧法で定める「主要食糧の需給及び価格の安定」に基づき、国が責任をもって見直しを行い、実効性ある対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 意見書案第3号ないし意見書案第7号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第3号地方財政の充実・強化に関する意見書ないし意見書案第7号米の需給価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の以上5件**は原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 日程の第12、議席変更の件を議題といたします。

議会構成の変更に伴い、議席を変更いたしたいと思います。

お諮りいたします。

変更する議席番号及び氏名については、5番本郷幸治議員、6番山崎一広議員、7番川上美樹議員、8番楠徹也議員、9番松山教宗議員

にそれぞれ変更をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第13、議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

本件は、議会運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員の選任を行うもので、選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会の委員に

山上他美夫議員、川上美樹議員、楠徹也議員、松山教宗議員、谷村知重議員

の以上5人の委員を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第14、常任委員会委員選任の件を議題といたします。

本件は、常任委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員の選任を行うもので、選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務・文教委員会の委員には、
伊藤真久議員、斎藤久美夫議員、
山崎一広議員、楠徹也議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
金子義彦
の以上7人の委員を、
次に、産業・厚生委員会の委員には、
森明人議員、山上他美夫議員、
本郷幸治議員、川上美樹議員、
松山教宗議員、紫藤政則議員、
小関勝教議員

の以上7人の議員をそれぞれ指名いたします。

この場合、お諮りいたします。

当職につきましては、本会議における議事
整理者としての職責に鑑み、この際、常任委
員を辞退いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、当職は常任委員を辞退することに
決定いたしました。

この際、ただいま選任されました各委員会
において、委員長及び副委員長の互選を行っ
ていただくため、その間、休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午後11時20分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き会議を
開きます。

先ほど、各委員会において、委員長及び副
委員長の互選が行われましたので、その結果
についてご報告いたします。

議会運営委員会は
委員長に谷村知重議員、
副委員長に楠哲也議員、
総務・文教委員会は
委員長に山崎一広議員、
副委員長に谷村知重議員、
産業・厚生委員会は
委員長に松山教宗議員、
副委員長に川上美樹議員、
以上のとおり就任されましたので、ご報告
いたします。

●議長金子義彦君 次に日程は第10号、石狩
川流域下水道組合議会議員選挙を行います。

本件は、前任の斎藤久美夫議員の辞任に伴
い、補充として選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき本組合議会議員の数を1人とし、
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規
定により、指名推選の方法によりたいと思ひ
ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によ
ることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名
することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定
いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に谷村知重議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました谷村知重議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷村知重議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷村知重議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第16、議案第31号美唄市監査委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君 ただいま上程されました議案第31号美唄市監査委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議会選出監査委員の谷村知重議員が、6月21日付けをもって、退職されますので、新たに議会選出監査委員として、楠哲也氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第31号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第31号美唄市監査委員選任の件**は原案のとおり、**同意**することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和3年第2回美唄市議法定例会は閉会いたします。

午後11時25分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____